

霧島市ふるさと創生総合戦略

～人口目標 2060年13万人の達成のための「新たなる挑戦!!」～

『霧島ふるさと愛』若者応援事業

市奨学資金の奨学生のうち、高度な専門知識や技能を身につけた奨学生の定住を促し、人口増を主とした本市及び地域のさらなる活性化を図るため、市奨学資金の返還を支援します！

1. 制度の概要

市奨学資金を貸与し、卒業後の返還期間中に、霧島市内に居住・鹿児島県内に就業などの条件を満たすときは、返還の猶予を希望することができます！猶予を受けた期間が5年間継続したときは5年経過した翌月に貸与総額の1/2以内の額を免除、さらに引き続き猶予を受けた期間が5年間（計10年間）継続したときは5年経過した翌月にさらに貸与総額の1/2の額（実質、全額）の免除を申請することができます。

仮に、返還開始時（卒業の翌月から起算して1年経過時）において条件を満たしていない場合でも、返還開始から10年以内に5年間継続して条件を満たし猶予を受けたときは、貸与総額の1/2の額の免除を申請することができます。

ただし、猶予をされた期間が5年間継続しなかったときは、猶予された期間の返還すべき金額も、返還計画により返還しなければなりません。

2. 制度の対象

(1) 対象の奨学資金：霧島市奨学資金（返還済の奨学資金は対象外）

(2) 対象の学校区分：高専、専攻科、専修学校専門課程（専門学校）、短大、大学、大学院、一部の（短期）大学校

(3) 対象となる期間（返還支援適用期間）

：返還開始時（卒業の翌月から起算して1年経過時）から10年間

(4) 対象となる条件：次の①～⑤の全てに該当する方のみ対象となります。

- ① 平成29年4月以降に貸与を受けたことがあり対象の学校区分を卒業した。
- ② 市内居住、県内就業している。
- ③ 市税等、奨学資金に滞納がない。
- ④ 属する世帯が自治会に加入している。
- ⑤ 返還支援適用期間が5年以上残っている。

(5) 対象の就職先：鹿児島県内の事業所等であれば職種は不問

※ 本社が県内であれば県外勤務も対象となります。

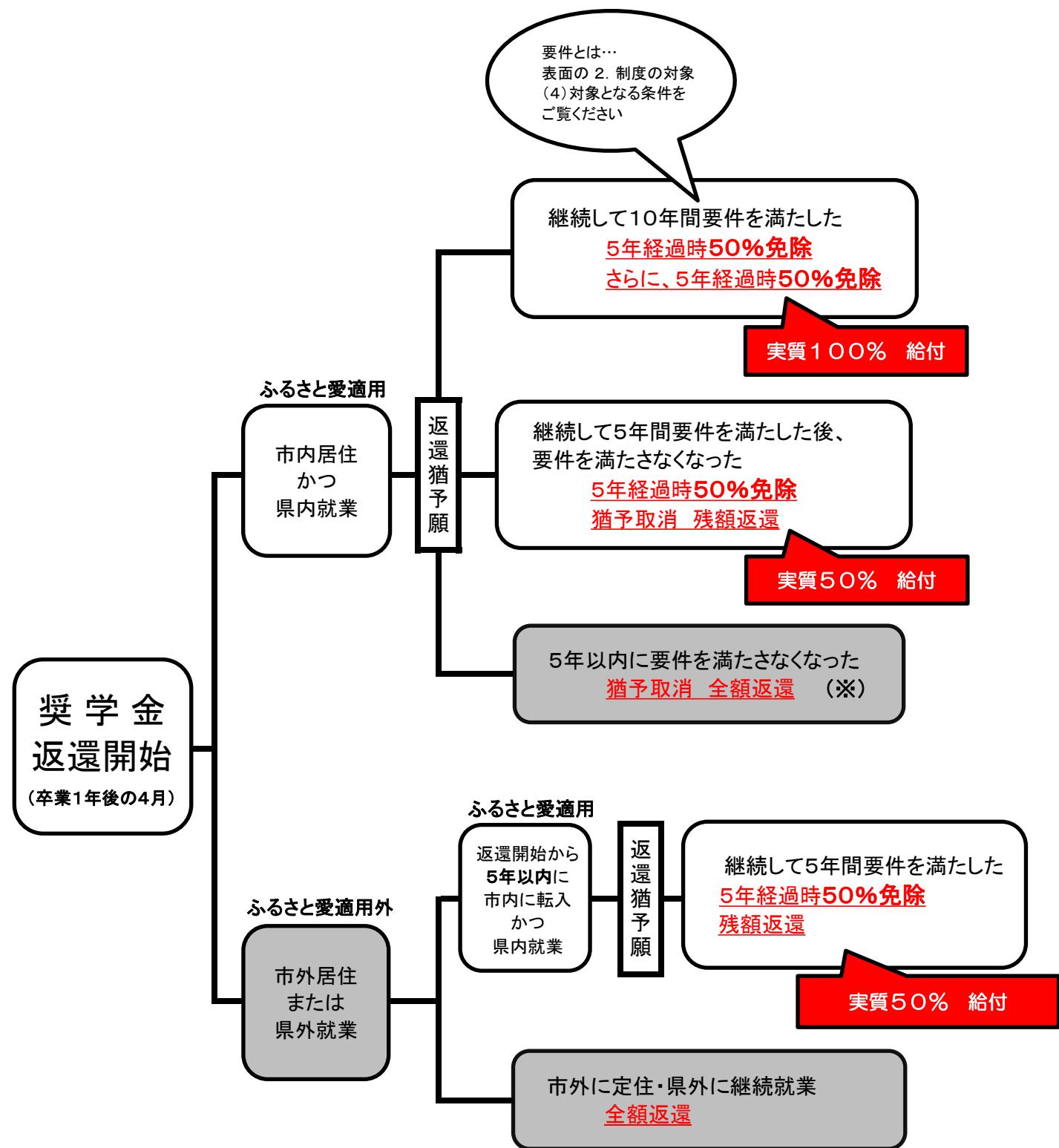
※ 研修などで一時的に市外居住する場合はご相談ください。

3. 免除金額（区分の限度額を貸与した場合。）

区分	5年間継続時	10年間継続時	備考
高 専	540,000円	1,080,000円	
専 攻 科	528,000円	1,056,000円	修業年限2年で算定
専門学校・短大	720,000円	1,440,000円	私立・自宅外、修業年限2年で算定
大 学	1,536,000円	3,072,000円	私立・自宅外、修業年限4年で算定
大 学 院	1,044,000円	2,088,000円	修業年限2年で算定

※ 2つ以上の区分の奨学資金（例：専門学校と大学）を貸与した方は、条件を満たしていても、金額の大きい1つの区分の奨学資金しか免除は受けられません。

霧島ふるさと愛制度のイメージ



- ・(※)ふるさと愛の適用を受けていたが、5年以内に要件を満たさなくなり、猶予終了となった場合でも、返還支援適用期間が5年以上残っている時点で、再び要件を満たした場合は、貸与総額に対して50%の免除を適用できる可能性がありますので、その際はご相談ください。
- ・猶予を受けている方が、出産又は育児により退職する場合は、子が3歳に達する日までは、継続適用できますので、ご相談ください。